

豊中市中学校給食調理業務等委託公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

豊中市は、令和2年(2020年)12月に策定した別添資料1「豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針」に基づき、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを進めるため、中学校において多彩で栄養バランスに配慮されたデリバリー方式による全員給食を導入することとしており、この方針に基づき、豊中市立中学校に在籍する生徒及び教職員にデリバリー方式による給食を令和4年(2022年)2学期より実施します。

デリバリー給食とは、献立の作成を市の栄養士と調理事業者が協力して行い、食材料の発注、給食の調理及び配送等を民間事業者に業務委託する方式です。

今回、安心安全な中学校給食の調理業務等を継続して行うことが出来る最も優れた事業者と契約することを目的に、市内の対象中学校17校を3ブロックに分け、公募型プロポーザル方式により3ブロック同時に給食調理事業者の募集選定を行います。選定方法は、応募事業者からの提案書類をもとにプレゼンテーションを実施し、総合的に評価します。

2. 業務概要

(1) 業務名称

豊中市中学校給食調理業務等委託 (Aブロック)

豊中市中学校給食調理業務等委託 (Bブロック)

豊中市中学校給食調理業務等委託 (Cブロック)

<ブロック概要>

ブロック	中学校名 ※1	対象食数 ※2
A	第二・八・十一・十三・十四・十八	3,500
B	第九・十二・十五・十六・十七	3,500
C	第一・三・四・五・七・庄内さくら学園	3,500

※1 各中学校の住所、生徒数については別添資料2仕様書を参照してください

※2 各ブロックとも当該中学校の生徒及び教職員数の上限食数とします

(2) 委託業務

別添資料2-A 2-B 2-C「豊中市中学校給食調理業務等委託仕様書」のとおり。

※なお、業務履行に当たっては、厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び、その他食品衛生及び公衆衛生に関する法令等を遵守することはもとより、文部科学省「学校給食衛生管理基準」に準拠し、下記資料に基づき適正に行ってください。

資料3「豊中市中学校給食食材料発注指示書」

資料4「豊中市中学校給食衛生管理基準」

資料5「豊中市中学校給食調理業務標準作業書」

(3) 業務委託期間

契約締結日より令和8年(2026年)7月31日まで

(4) 見積限度額

A、B、C各ブロックとも委託料は下記のとおりとします。

ブロックごとに1校でも給食の実施があれば日額委託料をお支払いします。

各年度(4月～翌年3月)の支払い上限は197日、最低保証日数を年間160日とします。

※・令和4年(2022年)度は2学期・3学期の実施のため、給食実施日は最大132日となり、最低保証日数は年間106日とする。

・令和8年(2026年)度は1学期の実施のため、給食実施日は最大67日となり、最低保証日数は年間53日とする。

なお、この金額は見積限度額であり、委託金額は契約により確定するため、見積限度額がそのまま委託料になるものではありません。

委託料と配送費の見積限度額

日額 1,180,000円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

なお、委託料とは別に配膳費を下記のとおりとします。

配膳費については学校ごとに配置する配膳員数に応じて、各学校の給食実施日数分を日額でお支払いします。(消費税及び地方消費税の額を含まない。)

配膳員配置人数と1日単価			
3人配置	15,000円	4人配置	18,000円
5人配置	21,000円	6人配置	26,000円

※クラス数や校舎の構造、エレベーターの配置箇所によって、7人以上の配置が必要な場合等は別途協議を行うこととします。

3. 参加資格要件

本案件に参加できる者は、提案書類等の提出期日において、次の要件を全て満たすものとする。なお、企業連合といった2社(者)以上の事業者で構成される事業体での参加は受け付けません。また、提案書類等の提出後に要件を満たさなくなった場合は参加を取り消すこととします。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定に該当しないこと。
- ② 豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく停止措置を受けていないこと。また、契約締結時において豊中市物品等入札参加資格を有すること。
- ③ 暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例(平成25年豊中市条例第25号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。)に該当しないこと。
- ④ 豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成17年法律第87号)第64

条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。

- ⑥ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑦ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者または申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条第 1 項または、第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者または更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者または、更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づき破産手続開始の申立てがなされている者。
- ⑩ 労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等を受けていないこと。
- ⑪ 現在、学校給食又は特定の人を対象とする集団給食の事業を営んでいること。
- ⑫ 弁当の調製が可能な食品衛生法に基づく許可を受けていること。
- ⑬ 過去 3 年間、食品衛生に関し行政処分を受けていないこと。

4. プロポーザルの参加手続き等

(1) 全体のスケジュール

内容	期日
実施要領等の公表 参加意向申出書の受付 質問書の受付	令和 3 年（2021 年）6 月 4 日（金）～15 日（火）
質問書への回答	令和 3 年（2021 年）6 月 23 日（水）
提案書類の受付	令和 3 年（2021 年）6 月 24 日（木）～7 月 6 日（火）
工場等の視察	令和 3 年（2021 年）7 月中旬

試食審査の実施	令和3年(2021年)8月25日(水)
書類審査及びプレゼンテーションの実施	令和3年(2021年)8月31日(火)
選定結果の通知	令和3年(2021年)9月中旬
契約締結	令和3年(2021年)10月上旬

(2) プロポーザル実施要領等の公表

本件に係る公募型プロポーザル実施要領等の資料を次のとおり公表します。

期間	令和3年(2021年)6月4日(金)～15日(火)
方法	豊中市ホームページに掲載します。

(3) プロポーザル参加意向申出書の受付

(様式1) 参加意向申出書を1部提出してください。

この書類の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなします。提出期限内未到達の場合、応募を無効とします。

受付期間	令和3年(2021年)6月4日(金)～15日(火) ※ただし、上記期間中の土日祝日を除きます。 午前8時30分～午後5時
提出先	〒561-0891 豊中市走井3-27-1 豊中市教育委員会事務局学校給食課 (走井学校給食センター内)
提出方法	(様式1) 参加意向申出書を、持参もしくは郵送で提出してください。 郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」のみとします。 令和3年(2021年)6月15日(火)必着のこと。 (FAX、電子メール等による提出はできません)

(4) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問を次のとおり受付します。

受付期間	令和3年(2021年)6月4日(金)～15日(火)
提出先	豊中市教育委員会事務局 学校給食課 Eメール： schoollunch@city.toyonaka.osaka.jp 電話番号：06-6152-9527
提出方法	電子メール(不着防止のため質問書を送信した後、提出先へ電話連絡すること)
提出書式	指定の様式(様式2)を使用し、質問内容は簡潔明瞭に記載するとともに、その質問が生ずる資料等の名称、ページを記載してください。

留意事項	メールアドレスに間違いがないよう送付してください。 電話や来訪による口頭での質問および当該期間以外の期間における質問は一切受付いたしません。
------	---

(5) プロポーザルに関する質問の回答

プロポーザルに関する質問への回答を次のとおり行います。

回答日	令和3年(2021年)6月23日(水)
回答方法	質問内容及び回答をとりまとめて、プロポーザル参加意向を申し出た事業者全員に電子メールにて送信します。

5. 提案書類作成要領

(1) 提案書類

- ①提案書(様式3)
- ②会社概要(様式4)
- ③企画書(様式5)
- ④添付図面等

【図面】

- ・調理施設及び設備の配置平面図を添付すること。なお、室内、設備機器名を明記し、大きさはA3版であること。
- ・図面には食材及び食品、食器や食缶の搬入経路、従業員の入退室経路等の各々の動線を明記すること。

【写真】

- ・施設内外の主な箇所を撮影した写真をA4版縦の用紙に、適宜必要な枚数を添付すること。

⑤見積書(様式6-A 6-B 6-C)

複数ブロックに応募する場合は、ブロックごとに見積書を提出する必要があります。

記入要領は、次のとおりとします。

- ・見積金額には1日あたりの見積単価を記入すること。
- ・消費税及び地方消費税抜きの見積金額を記入すること。
- ・見積金額が市の見積限度額を超える場合は、失格となるので注意すること。

⑥営業の許可証の写し

- ・弁当の調製が可能な食品衛生法に基づく許可証の写し

⑦登記事項証明書

⑧定礎、寄付行為、その他事業の目的、組織、業務の執行等を示す書類。

⑨決算書類等

ア. 提出日を含む事業年度(以下「提出年度」という。)前3か年度に係る事業者の「貸借対照表」、「損益計算書」、及び「法人税の確定申告書の控えの写し(確定申告の際、確定申告書に添付したすべての書類を含みます。)」

イ. 決算期前後に生じた会社の状況に関する重要な事実がある場合には、それを記

載した書類。

⑩納税証明書の写し

ア. 提案日 3 か月以内に発行された直前 1 か年分の法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 3 の 3」

イ. 提案日 3 か月以内に発行された直前 1 か年分の法人都道府県民税納税証明書

⑪食品衛生に関して行政処分を受けていないことの証明書

※提案書類作成上の留意点

- ・提案書類については、①～⑪の項目ごとにインデックスを貼付し、ページ数を付して、ファイリングしてください。
- ・提案書類はすべて CD-ROM 又は、DVD-R に収録してください。

(2) 提出部数

- ・電子データ (CD-ROM・DVD-R) 1 枚
- ・正本 1 部、副本 10 部 計 11 部

副本用には、会社名及び会社名を推測できる記載をしないでください。調理施設の所在地及び予定地の欄は空白としてください。

(3) 提出期間及び方法

受付期間	令和 3 年(2021 年)6 月 24 日(木)～7 月 6 日(火) ※ただし、上記期間中の土日祝日を除きます。 午前 8 時 30 分～午後 5 時
提出先	〒561-0891 豊中市走井 3-27-1 豊中市教育委員会事務局学校給食課 (走井学校給食センター内)
提出方法	書式は、指定の様式を使用し、持参もしくは郵送で提出してください。 郵送の場合は「一般書留」又は「簡易書留」のみとします。 令和 3 年(2021 年)7 月 6 日(火) 必着のこと。 (F A X、電子メール等による提出はできません)

【注意事項】

- ・提案書類の提出がなかった場合、プロポーザル参加の意思がないものとみなします。
- ・提案書類の不足、または提出期限内未到達の場合、本案件への応募を無効とします。
- ・提案書類の提出後に、本案件への参加を取り下げる場合は速やかに事務局まで電話連絡するとともに、参加辞退届(様式任意※代表者印必須)を文書で通知してください。
- ・提案書類及び電子媒体は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- ・提案書類の分割提出は認めません。
- ・提案書類を受付後、追加、修正、差し替え等は認めません。なお、豊中市が認める場合においては、追加書類の提出や軽微な修正を求める場合があります。
- ・提案書類に虚偽の記載をした場合は、本件への参加を無効とすることがあります。
- ・提案書類等の著作権は本業務の提案募集の審査結果が確定するまでの間は提案者に帰属

します。また、提案書類等は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより、公開される場合があります。

6. 工場視察

選定にあたり、豊中市職員が工場等を視察します。

工場内の衛生管理のため、必要な白衣等を視察人数分用意すること。

実施日時	令和 3 年（2021 年）7 月中旬
------	---------------------

7. 試食審査

選定にあたり、豊中市立中学校生徒等による試食を行うとともに、献立に基づく調理工程等を確認します。

試食審査では豊中市が示す内容に基づいて献立立案し、給食サンプル試食用として別途提出すること。

実施日時	令和 3 年（2021 年）8 月 25 日（水）
提出場所	走井学校給食センター（豊中市走井 3-27-1）

8. プレゼンテーションの実施

プロポーザル参加事業者のプレゼンテーションを次のとおり実施します。

実施日時	令和 3 年（2021 年）8 月 31 日（火）
実施場所	走井学校給食センター（豊中市走井 3-27-1）
所要時間	各提案者につき 25 分間のプレゼンテーションの後、質疑・応答を行います。
出席者	本業務に携わる業務責任者および提案者の雇用する従事員 3 名以内。
機材など	パワーポイント等を使用する場合は、事前にご連絡ください。（パソコン、延長コード等は提案者で用意してください。）

9. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ①提案書類等において虚偽の内容を記載したとき
- ②提出期限までに提出場所に提案書類がないとき
- ③プレゼンテーション審査に欠席したとき
- ④正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ⑤審査の公平性を害する行為があったとき
- ⑥法令並びに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ⑦他の提案者と応募提案の内容、またはその意思について相談を行ったとき
- ⑧選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示したとき
- ⑨上記各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などによ

り、選定委員会が失格と認めたとき

1 0. 選定基準

- ①提案書類の内容が、中学校給食の調理業務等委託の確実な実施のために適切なものであること。
- ②仕様書等に沿った中学校給食の調理業務等委託の適切かつ確実な実施に必要な能力を有するものであること。
- ③市は、3ブロックを3事業者が受託することによる、リスク分散や相乗効果を期待しており、万が一1事業者が複数のブロックを受託する場合についても、同様の効果を期待できるものであること。

1 1. 選定方法

別紙資料 6-A「豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定に係る採点方法及び手順について」に基づき、「豊中市中学校給食調理事業選定委員会」において、委託事業者の選定基準に最も適していると認められる事業者を優先交渉権者とする。

1 2. 選定結果の通知及び公表

(1) 選定結果の通知

選定結果の通知はすべての提案者に対して書面で郵送します。採点内容については公表しません。

選定結果通知発送予定日	令和3年(2021年)9月中旬
-------------	-----------------

(2) 選定結果の公表

選定結果の通知後、豊中市ホームページ等において結果の公表を行います。公表する結果は次の通りです。

- ア. 各ブロック優先交渉権者の名称、評価合計点
- イ. 各ブロック優先交渉権者の選定理由
- ウ. 全提案者の名称
- エ. 全提案者の評価合計点
- オ. 選定委員の氏名

※各ブロックでの次点者以降の評価合計点は公表しません。

※ウとエの対応関係は明らかにしません。

1 3. 契約に関する基本的事項

- (1) 各ブロックの優先交渉権者は本市と協議の上、本市の内部手続きを経て、本業務を依頼する相手方として決定されるため、優先交渉権者の選定通知をもって本業務を依頼する相手方を約束するものではありません。
- (2) 契約内容及び仕様については、提案内容をもとに本市と詳細を協議の上、決定します。

- (3) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行ってください（受託者が同規則第 110 条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）。
- (4) 協議が整った後、地方自治法施行第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定されている随意契約により契約を締結します。
- (5) 契約の締結に際し、万一提出書類の内容に虚偽の記載があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、市が被った損害について、損害賠償を求めることがあります。

1 4. その他の留意事項

(1) 費用負担について

- ①本件の参加に係る経費については、全て参加者の負担とします。
- ②提案書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される、第三者の権利の対象となっている業務の手法、維持管理方法、運営方法等を使用した結果生じる責任は、全て参加者の負担とします。

(2) 複数ブロックの業務委託への応募について

A、B、Cブロックは独立した公募のため、複数ブロックに応募する場合は、それぞれに見積書の提出が必要です。

なお、市はリスク分散と相乗効果を期待して、A、B、Cブロックの受託者がそれぞれ別事業者になることを前提として審査を行うため、複数ブロックの応募をした参加者がいずれかのブロックの優先交渉権者となった場合は、ほかのブロックの評価には原則参加はできません。

(3) 業務の再委託について

受託者は業務の全部を一括して再委託することはできません。

また業務の一部を他人に請け負わせるときは、事前に市の定める様式により届け出て承認を受けたうえで、食品衛生及び公衆衛生に関する法令並びに厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」文部科学省「学校給食衛生管理基準」及び「豊中市中学校給食衛生管理基準」を遵守できる者に対してのみ再委託することができます。

(4) 工場、設備の整備について

現在、豊中市の中学校給食を担う予定の調理施設・設備・運搬車両がない場合は、市が指定する期限までに提出書類のとおり整備等を完了すること。完了の見込みがないと認められる場合には、契約を解除します。

(5) その他

プロポーザル参加者は、選定後、この実施要領及び仕様書の内容に関して、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることが出来ません。また審査の内容等についての質問は受け付けません。

1 5. 資料・様式

(1) 資料

- 資料 1 豊中市中学校給食の全員給食実施に係る基本方針
- 資料 2-A 豊中市中学校給食調理業務等委託仕様書 (Aブロック)
- 資料 2-B 豊中市中学校給食調理業務等委託仕様書 (Bブロック)
- 資料 2-C 豊中市中学校給食調理業務等委託仕様書 (Cブロック)
- 資料 3 豊中市中学校給食食材料発注指示書
- 資料 4 豊中市中学校給食衛生管理基準
- 資料 5 豊中市中学校給食調理業務標準作業書
- 資料 6-A 豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定に係る採点方法及び手順について
- 資料 6-B 豊中市中学校給食調理業務等委託事業者選定評価基準書

(2) 様式

- 様式 1 参加意向申出書
- 様式 2 質問書
- 様式 3 提案書
- 様式 4 会社概要
- 様式 5 企画書
- 様式 6-A 見積書 (Aブロック)
- 様式 6-B 見積書 (Bブロック)
- 様式 6-C 見積書 (Cブロック)

16. 応募先及び問い合わせ先 (事務局)

〒561-0891 豊中市走井 3-27-1

豊中市教育委員会事務局 学校給食課 運営係

T E L / 06-6152-9527

F A X / 06-4307-5610